

障害児

相談窓口のご案内

■障害に関するご相談窓口

障害福祉サービスを利用していない方の初期相談やお困りごとがございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

●障害者支援課 障害者相談支援担当

お子様の障害についてどのような支援があるか相談できる窓口です。

所在地：広町2-1-36 相談時間：8時30分～17時15分（平日）

電話：5742-6711 / FAX：3775-2000

●「品川児童学園」子ども発達相談室

就学前のお子様を対象にした発達に関する相談窓口です。お子様の発達状況や特性を保護者の方と一緒に確認し、お子様に対する理解を深めます。 ※予約制です。

所在地：南品川3-7-7 相談時間：9時00分～18時00分（平日・土曜日）※なるべく平日にご連絡願います。

電話：6718-4460 / FAX：6718-4465

■障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用について

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するには、区が発行する「通所受給者証」が必要です。受給者証の申請は、区が受け付けております。

区への申請前に、①未就学児の場合は、お子様の状況の理解を深めるために、原則、「子ども発達相談室」への事前相談、②障害児通所支援事業所への空き状況の確認、事前見学、利用先の選択をお願い致します。

《裏面に障害児通所支援の利用方法の案内があります》

<障害児通所支援ご利用の流れ>

1. 区へ申請

申請時にお子様の状況をお伺いするため、一定のお時間を頂きますので、申請前にお電話でご予約をお願い致します。

【申請窓口】 障害者支援課 障害者相談支援担当

電話：03-5742-6711

受付：平日 8時30分～17時15分

※新型コロナウイルス感染症への対応として、郵送での受付を行っています。詳しくはお問合せ願います。

2. 「障害児支援利用計画案」の作成

申請後、支給決定を行うために「障害児支援利用計画案」が必要です。

指定障害児相談支援事業者に、適切なサービスを利用するための計画案作成を依頼して下さい。

相談支援事業者との契約が必要になります（費用無料）ので、掲載したリストを参考にお選び下さい。

※リストに掲載されていない区外の事業者を選択することも可能です。

3. 区へ「障害児支援利用計画案」の提出

「障害児支援利用計画案」は、「指定障害児相談支援事業者」より、障害者支援課に提出されます。

4. 通所受給者証交付（郵送）

区は、「障害児支援利用計画案」や勘案すべき事項を踏まえて支給決定し、「通所受給者証」を交付致します。

計画案提出から2週間程度かかります

5. サービスの利用開始

障害児通所支援事業所との契約締結後、サービス利用の開始となります。

【指定障害児相談支援事業者】

名称	運営法人	所在地	電話/FAX	相談時間（平日）
品川区旗の台障害児者相談支援センター （品川区立心身障害者福祉会館内）	社会福祉法人品川総合福祉センター	旗の台5-2-2	5750-4995 3782-3830	9時00分～17時00分
品川区南品川障害児者相談支援センター （品川区立障害児者総合支援施設内）	社会福祉法人福栄会	南品川3-7-7	5460-5301 5460-5303	9時00分～17時00分
相談支援事業所アプリ北品川	リアルカンパニー株式会社	北品川2-18-2 1F	6712-3977 6712-3978	10時00分～17時00分
相談支援事業所えがお	社会福祉法人恵正福祉会	平塚2-13-7 石垣ビル1階	6421-6210 6421-6212	9時00分～17時00分
生活サポートの ぶらむ	一般社団法人 総合福祉研究所	東品川2-5-6 2601	6712-4433 6740-2433	12時00分～19時00分
福は家相談室品川	株式会社 Take Aim	西大井4-10-16 ハイツフェリス202	6429-8031 6429-8032	9時00分～18時00分
相談支援事業所パルレ	特定非営利活動法人パルレ	東大井5-15-16 まめそうビル6階	4362-0405 4362-0405	10時00分～17時00分
相談支援事業所 このこのリーフ戸越公園	.Connect 株式会社	豊町3-1-1 ひかりオクス1階	5751-7477 5751-7478	11時00分～14時00分 （営業日：月・水・金）
相談支援室ちびっこタイム	社会福祉法人げんき	東大井5-5-13 101号	3474-2515 3474-2516	9時00分～17時00分

（※相談支援事業者は選択できますが、見つからない場合は、品川区障害者支援課にご相談ください）